

令和6年第12回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月10日(火) 午後1時00分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 水野 一男 | 2番 | 檜山 眞弓 | 3番 | 青山 政弘 |
| 4番 | 飯田 士朗 | 5番 | 大曾根 栄 | 6番 | 鈴木 久夫 |
| 7番 | 助川 操 | 8番 | 福田 和一 | 9番 | 宮田 幸男 |
| 10番 | 石崎 甲一 | 12番 | 峯島 勝則 | 13番 | 内田 和幸 |
| 14番 | 海野 浩行 | 15番 | 綿引 桂太 | 16番 | 大森 龍一 |
| 17番 | 會澤 留美 | 18番 | 鈴木 洋 | 19番 | 根本 衛 |
- 5 欠席委員
- | | |
|-----|------|
| 11番 | 佐川 茂 |
|-----|------|
- 6 議事録署名人
- | | |
|----|----------|
| 2番 | 檜山 眞弓 委員 |
| 3番 | 青山 政弘 委員 |

議長 ただ今より、令和6年第12回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は

2番	檜山 眞弓 委員
3番	青山 政弘 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第6号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました7件について、ご意見をお伺いします。

6 番 　諮問番号3号ですが、譲受人は法人だが、耕作面積が0 aとなっているのは、どういうわけか。

事務局 　譲受人は、今年の10月に会社を設立したばかりで、耕作はアロエの栽培を新規でやります。友人にアロエの専門家がおり教わりながら栽培を行う計画です。販売先はインターネットや県内の道の駅におろす予定です。当面は土づくりを行い、その後ハウスを建てる計画となっています。植え付けの株数は1000株、ハウスは500～1000㎡のものを1～2棟予定しています。

6 番 　申請地はかなり広い面積でそこにハウスを建てるが、アロエ栽培には熱は必要ではないのか。またけっこう風が当たる場所だと思うが農業計画はどうなっているのか。

事務局 　アロエ栽培に詳しい者がいるので、教わりながら栽培を行います。また、ハウスについても必要となる場合には熱源を確保するものと思います。当面は土づくりを行います。また、西側には山があります、北側や南側に建物があるので、委員が心配するほど、吹き曝しではないのかと思います。

6 番 　諮問番号3ですが、譲渡理由が耕作できないためとなっているが、年齢はいくつですか。

事務局 　譲渡人の年齢は申請書に書かれておりませんので分かりません。譲渡理由は体調や仕事の都合により耕作できないとなっております。

議 長 　ほかにご意見はございませんか。

（ 異議なし ）

議 長 　他に意見がないようですので、議案第1号についてすべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件については、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

(議案第2号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました2件について、ご意見をお伺いします。

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第2号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満の案件は、当委員会で可否の決定を行い、30アール以上の案件については、当委員会で可否の決定をしたのち、後日行われる常設審議委員会に諮問するものです。事務局の説明を求めます。

(議案第3号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました12件について、ご意見をお伺いします。

6 番 諮問番号4番で、地図は11ページですが、斜線が申請地と思いますが点線は何でしょうか。

事務局 斜線は申請地となっています。点線は現在資材置場として使っている敷地です。申請地を転用することでへこみがなくなり、敷地が有効利用できるようになります。

6 番 10番、11番の譲受理由に予算内の購入とあるが、どのくらいの金額なのか。

事務局 予算額の具体的な金額は分かりませんが、10番の土地第は●●万円、11番の土地代は●●万円、となっております。

6 番 太陽光の全部の申請に金額は出てくるのか。

事務局 申請書には土地代がかかれています。

18番 13番ですが、第3種農地となっているが、どんな要件があるのか。

事務局 図面17ページの左下に南酒出駅があります。駅から300m以内のため第3種農地となっております。

議長 他にご意見がなければ議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議長 議案第4号、5号及び6号につきましては、農政課からの説明になりますので、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、7件ありました。

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、11件ありました。

報告第3号 制限除外の農地の異動届について、2件ありました。

議長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は13時40分からとします。

(休 憩)

議長 再開いたします。

議案第4号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第4号の説明)

議 長 農政課より説明のありました案件について、議員番号 12番 峯島勝則 委員が、自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則 第11条により議事に参与することができませんので一時退席をお願いします。

(委員一時退席)

議 長 それでは、まず退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 それでは、挙手全員でありますので、退席委員該当案件について承認と決定します。

(退席委員着席)

議 長 続きまして、農政課より説明のありました、その他の件についてご意見をお願いします。

6 番 この地域は畑だと思うが、集団的に集まることはないと思うが全員が賛成してまとまったのか。成り行きを教えてください。

農政課 この案件はだいぶ前から畑地の基盤整備で事業が入っており、地権者からの同意もほぼ100%の状態です。

6 番 100%ではないのですか。

農政課 1名の地権者の同意が取れていない状態です。

6 番 相続人が地元に住んでいないとか連絡が取れない等の問題でしょうか。

農政課 そういう理由ではなく、地権者からの同意がいただけておりません。

3 番 この中に自分の名前がないのですが、耕作者とすでに利用権を設定してあるから名前がないのでしょうか。

農政課 すでに中間管理を用いて貸借を結ばれている方は、今回は入っておりません。

14番 これは中間管理機構で決まったということなので、これからの基盤整備をやる予定があるということでしょうか。

農政課 基盤整備をやることが決定しているわけではなく、同意が100%取れた時に基盤整備に進みましょうという流れで地元では話し合っています。

議長 ほかにご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号については、すべて承認することに決定いたします。

議長 議案第5号 農用地利用集積計画(案)(利用権設定)について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第5号の説明)

議長 農政課より説明のありました件について、議員番号 10番 石崎 甲一 委員、12番 峯島 勝則 委員、14番 海野 浩行 委員、15番 綿引 桂太 委員が、自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会 会議規則 第11条により議事に参与することができませんので一時退席をお願いします。

(委員一時退席)

議長 それでは、まず退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 それでは、挙手全員でありますので、退席委員該当案件について承認と決定します。

(退席委員着席)

議 長 続きまして、農政課より説明のありました、その他の件についてご意見をお伺いします。

1 4 番 4 ページ、8 年の契約で 5 件ありますが、下の 4 件は自分が借りていません。間違っています。

農政課 すいません資料が間違っていました。修正いたします。

1 2 番 桂農産の住所がばらばらになっています。

農政課 申し訳ありません。再度確認させていただき、修正した資料を総会終了前までに提出させていただきます。

6 番 利用権設定集計表では 3 年から 10 年になっているが、20 年はこれから入るのか。利用権設定で一番都合がいいのは何年間でしょうか。

農政課 中間管理は基本的に 10 年以上となっておりますので 20 年と設定しました。利用権設定は年数に決まりがないので地権者と耕作者が相談で決めています。

8 番 5 ページ、小作料ですが、ミスプリントに思えるのですが。

農政課 手元に契約書がないので、確認ができない状況です。その他にも誤りがたくさんあるので、一度資料を整理させていただき、再度、回答させていただきます。

議 長 修正の議案を議案第 6 号が終わるまでに提出してもらい、その案で決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第 6 号 那珂市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農政課より説明を求めます。

農政課 （ 議案第 6 号の説明 ）

議 長 農政課より説明のありました 7 件についてご意見を申し上げます。

6 番 今回計画が変更になったものが 3 つあるが、その内容を教えてください。あと番号 4 は備考欄の目的が児童福祉施設となっているが内容を教えてください。

農政課 2 番ですが、前期の申出では前面道路の国道 118 号から直接店舗への乗入をしない形で計画を立てていました。118 号からの乗入れを計画しないと店舗の運営ができないという指導が都市計画課からあったので申出を取り下げ、改めて、国道 118 号から駐車場への進入路を作り除外をしたいと申し出がありました。

5 番 6 番ですが、前期の農業委員会総会の後、隣接地権者からの話や運営上で想定していた集客規模等の再調整があったため、北側に 1 筆広げた計画に変更したため、前期の申出を取り下げ、改めて除外の申出がありました。

3 番 4 番の児童福祉施設ですが、知的障がい者のデイサービス施設と伺っています。

6 番 市内で障がい者施設を他にもやっていますよね。

農政課 那珂市以外でも経営をやっている会社と聞いています。

議 長 ほかにご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員でありますので、議案第 6 号については、すべて承認することに決定いたします。

議 長 議案第 5 号の資料がそろうまで暫時休憩とします。

（ 休 憩 ）

議 長 再開いたします。
議案第 5 号について、農政課より説明を求めます。

農政課 （ 議案第5号の説明 ）

議 長 農政課より説明のありました、議案第5号についてご意見をお願いします。

14番 この賃料は10aあたりではないと思うが。

農政課 申請書には10aあたりに丸があったので間違いありません。

14番 申請書を受け取ったときに1筆なのか、10aあたりなのかを確認し、訂正させるべきではないのか。

議 長 それでは、議案第5号の修正箇所の説明を受けました。この件についてご意見をお伺いします。

議 長 ご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手多数でありますので議案第5号については、承認することで決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これもちまして、令和6年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 15時55分